

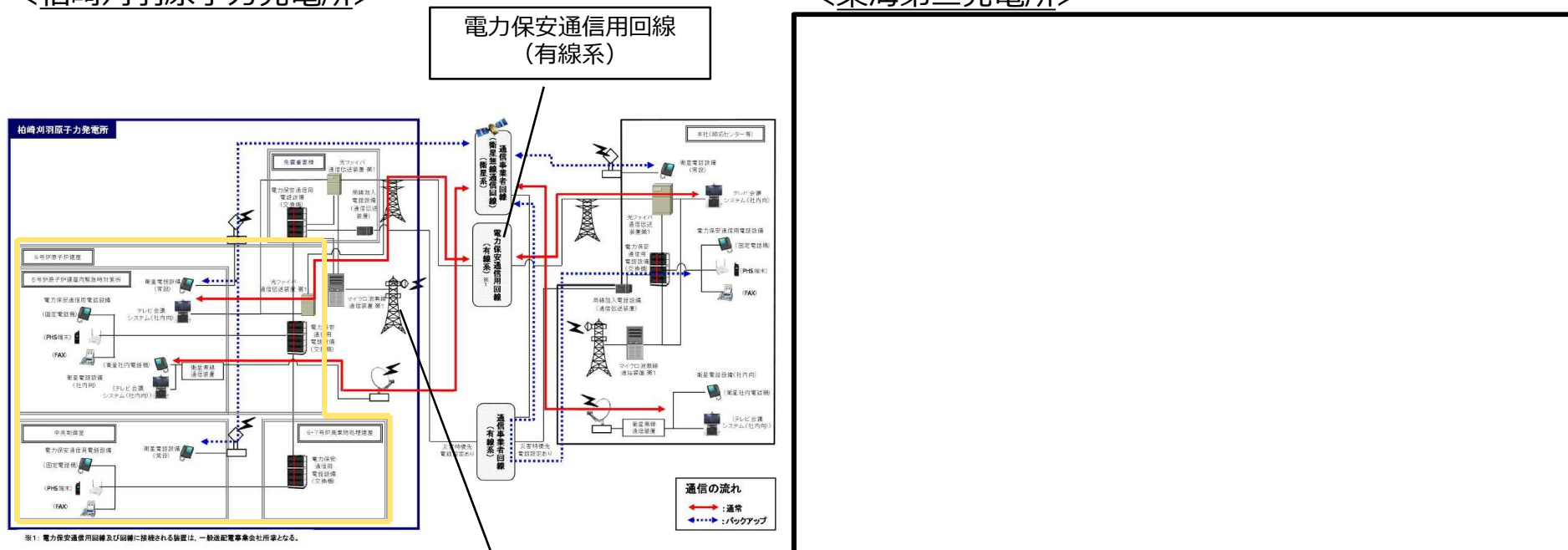
電力保安用通信設備における東海第二発電所との差異について

- 柏崎刈羽は、工認対象設備として、電力保安通信用回線の「無線系」を使用していない。
- そのため、無線系回線を構築している「電力保安通信設備に使用する無線通信用アンテナを施設する支持物」は、48条（準用）の対象外となる。

下図は、設置許可完本（柏崎刈羽及び東海第二）より抜粋

<柏崎刈羽原子力発電所>

<東海第二発電所>



※1: 電力保安通信用回線及び回線に接続される装置は、一般送配電事業会社所管となる。

図 62-4-5 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その1）

本資料のうち枠組みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

無線通信用アンテナを施設する支持物

凡例
 工認対象設備